

広島市住宅耐震改修設計補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間住宅の耐震化の促進を図り、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、市民自らが行う住宅の耐震改修設計の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の木造住宅を、耐震改修工事後に1.0以上にするために必要となる補強計画で、建築士が作成するものをいう。
- (3) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成するものをいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、建築士が工事監理するものをいう。
- (5) 補助対象住宅 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
 - イ 地階を除く階数が2以下であること。
 - ウ 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であること。
- (6) 補助対象者 補助対象住宅の耐震改修設計を実施しようとする者で、補助対象住宅に居住している所有者等（所有者、所有者の

配偶者又は一親等の親族。以下同じ)及び居住予定者(補助対象住宅に居住を予定している者で、実績報告の時点において当該住宅の所有者等であり、居住しているもの。以下同じ)

(補助要件及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が補助対象住宅について実施する耐震改修設計とする。

2 補助額は、耐震改修設計に要する経費の3分の2の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以内で、かつ、15万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修設計を行う前に、広島市住宅耐震改修設計費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、前年度及び当該年度において既に広島市住宅耐震診断補助事業による補助金の交付を受けた者にあつて、第1号から第4号までに掲げる書類の記載内容に変更がなく、広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書を添付する場合には、第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写しその他当該住宅に居住していることがわかるもの
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- (4) 耐震診断結果報告書の写し(建築士が作成したものに限る。)
- (5) 耐震改修設計に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 耐震改修計画設計者届(別記様式第2号)
- (7) 広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略する場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者のうち居住予定者は、前項各号に掲げる書類のうち、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 補助対象者のうち所有者と居住者が異なる場合においては、第1項

に掲げる書類のほか、戸籍謄本その他所有者と居住者の親族関係がわかるものを提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、適当であると認めるときは、広島市住宅耐震改修設計費補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市住宅耐震改修設計費補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた後に耐震改修設計に着手するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について証票書類を整え、及び経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、遅滞なく広島市住宅耐震改修設計補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市住宅耐震診断費補助金交付変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第6号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、耐震改修計画設計者を変更した場合は、遅滞なく耐震改修計画設計者変更届け(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震改修設計が終了したと

きは、速やかに広島市住宅耐震改修設計補助事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した耐震改修計画書（建築士が作成したものに限る。）

ア 付近見取図、配置図

イ 平面図（現況及び補強後）

ウ 基礎図

エ 補強詳細図

オ 現況写真

カ 耐震改修計画後における耐震診断の判定値（計画値）

キ その他耐震改修計画が確認できる資料

(2) 耐震改修計画概要書（別記様式第9号）

(3) 耐震改修計画に基づき工事を行う場合の参考見積書又はその写し

(4) 耐震改修設計の実施に関する契約書の写し

(5) 耐震改修設計に要した費用の領収書の写し

2 補助対象者のうち居住予定者は、前項に掲げる書類のほか、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、規則16条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、広島市住宅耐震改修設計費補助金額確定通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市住宅耐震改修設計費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消等の通知）

第11条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決

定を取り消し、又は変更したときは、広島市住宅耐震改修設計費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

- 2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市住宅耐震改修設計費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（返還命令）

- 第12条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市住宅耐震改修設計費補助金返還命令書（別記様式第14号）により行うものとする。

（雑則）

- 第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。